

介護保険サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔（介護予防）訪問入浴介護〕

1. 運営に関する基準

| 項目 | 事業所の状況 | 指導内容 |
|--------------|---|--|
| 1 重要事項説明書 | ①重要事項説明書に記載する項目が不足していた。 ②勤務体制が実態と異なっていた。 | →平11老企第25号で例示されている項目（運営規程の概要、訪問入浴介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制）については必ず記載してください。 →報酬改定があった際には、利用料金に変更がないか確認し、適切に修正してください。 →従業者の勤務体制について、実態に則して記載してください。 |
| 2 勤務体制の確保 | ①勤務開始後に雇用契約書が締結されていた。 | →雇用契約、労働者派遣契約その他の契約に基づき、管理者の指揮命令下にある訪問入浴介護従業者によってサービスを提供してください。 |

2. 介護給付費の算定及び取扱い

| 項目 | 事業所の状況 | 指導内容 |
|-----------------|---|--|
| 1 介護職員処遇改善加算 | ①介護職員の職務内容等の要件や昇給の仕組み、介護職員処遇改善計画書をすべての介護職員に周知していなかった。 | →介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件、昇給の仕組み、介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知してください。 |